

魚津市公告第76号

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について

予防接種法(昭和23年法律第68号)第7条第1項の規定により新型コロナウイルスに係る臨時の予防接種を実施するので、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項及び第5条の規定により公告する。

令和3年12月1日

魚津市長 村椿 晃

1 対象者

魚津市内に居住する12歳以上の者

2 期間

令和3年2月17日から令和4年9月30日まで

3 使用するワクチン

新型コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和3年2月14日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第14条の承認を受けたものに限る。)

別表 1 個別接種を実施する医療機関

医療機関名	医療機関名
青山内科	沢口胃腸科クリニック
ありそクリニック	新川病院
いなば小児科医院	羽田内科医院
魚津神経サナトリウム	平井整形外科
魚津病院	平野クリニック
魚津緑ヶ丘病院	深川病院
浦田クリニック	船崎内科小児科医院
扇谷医院	榊崎クリニック
大崎クリニック	みのう医科歯科クリニック
吉島内科クリニック	宮本内科小児科医院
こうちウィメンズクリニック	富山労災病院